

# 千葉県ダンススポーツ連盟支部設置規程

平成12年3月27日制定

平成15年4月20日改正

平成24年6月15日改正

## (目的)

**第1条** この規程は、千葉県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第4条に基づき、本連盟の円滑な組織運営を図るため、支部を設置することを目的とする。

## (支部管轄区域)

**第2条** 支部の管轄区域は、原則として2以上の市区町村を合わせた区域とし、別表に定めるとおりとする。

## (支部運営規則)

**第3条** 支部は、当該支部の支部運営規則を定めなければならない。

2 前項に定める支部運営規則には、次の各号に定める事項を規定しなければならない。

- ① 支部の名称を千葉県ダンススポーツ連盟千葉〇〇支部とすること。
- ② 支部が管轄する市町村の区域を明示すること。
- ③ 事務所の所在地を明示すること。
- ④ 支部が行う事業の範囲を明示すること。
- ⑤ 支部役員に関する事項においては、支部役員の定数、選任及び解任の方法、職務、任期等を規定すること。
- ⑥ 支部の意志決定及び執行に関する事項においては、支部総会及び支部役員会の機能、構成、招集、議決の方法等を規定すること。
- ⑦ 会計に関する事項においては、必要な手続き規程を設けること。
- ⑧ 支部会費を徴収する場合は、明文の規定をおくこと。

## (支部事業)

**第4条** 支部は、規約第6条に定める事業の範囲内で、当該支部の支部運営規則に定めた事業を行う。

## (支部の会員資格)

**第5条** 支部の加盟団体は、当該支部の管轄区域内の、規約第7条に定める団体とする。

2 支部の会員は、規約第8条に定める個人とする。

## (支部役員)

**第6条** 本規程第3条第2項第5号の規定のうち、支部の役員及び選出方法については、次の各項の定めるところによる。

2 支部に次の各号に定める支部役員を置く。

- ① 支部理事（うち支部長1名、副支部長若干名）
- ② 支部監事

3 前項に定める役員は、支部総会において規約第8条に定める会員の中から選出するものとする。

## (支部の報告義務)

**第7条** 支部長は、毎事業年度の当初に、当該事業年度の事業計画及び予算並びに前年度の事業活動及び決算を理事会に報告しなければならない。また、当該年度の支部の規約、役員名簿、支部加盟団体名簿を併せて提出しなければならない。

2 前項に定めるものの他、支部長は、当初の事業計画又は予算に変更を来した場合、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

**(支部の監督等)**

**第8条** 会長は、支部に対して、支部の円滑な運営に必要な勧告又は助言をすることができる。なお、この場合において、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 会長は、支部の運営が規約、本規程、その他の連盟の定めに違反すると認める場合においては、理事会の議決を経て、当該支部に対して是正のために必要な措置を命ずることができる。

**(支部への助成)**

**第9条** 本連盟は、支部に対し、理事会の承認を得て、予算の範囲内において助成金を交付できるものとする。

**(委任)**

**第10条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

別表（第2条）

千葉県ダンススポーツ連盟支部管轄区域一覧表

千葉中央支部	1 地域 1 市（6区）					
千葉地域	千葉市	（中央区・美浜区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区）				
千葉東支部	3 地域 11市 5町 下総町・大栄町が成田市に編入合併060327、佐原市・山田町・栗源町・小見川町が新設合併して香取市060327、海上町・飯岡町・干潟町が旭市と新設合併050701、八日市場市・野栄町が新設合併して匝瑳市060123、印旛村と本埜村が印西市に編入100323					
印旛地域	成田市（+下総町+大栄町）					
	佐倉市	四街道市	八街市	印西市（+印旛村+本埜村）	白井市	富里市
	酒々井町	栄 町				
香取地域	香取市（佐原市+山田町+栗源町+小見川町）					
	神崎町	東庄町	多古町			
海匝地域	旭 市（旭市+海上町+飯岡町+干潟町）				銚子市	
	匝瑳市（八日市場市+野栄町）					
千葉西支部	2 地域 6 市					
京葉地域	船橋市	習志野市	市川市	浦安市		
八千代地域	八千代市	鎌ヶ谷市				
千葉南支部	5 地域 14市11町 1村 横芝町・光町が新設合併して横芝光町060327、成東町・山武町・松尾町・蓮沼村が新設合併して山武市060327、夷隅町・大原町・岬町が新設合併していすみ市、天津小湊町が鴨川市と新設合併050211、富浦町・富山町・白浜町・千倉町・丸山町・和田町・三芳村が新設合併して南房総市060320、大網白里町が市制施行130101					
市原地域	市原市	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	
山武地域	東金市	山武市（山武町+成東町+松尾町+蓮沼村）				大網白里市
	芝山町	横芝光町（横芝町+光町）			九十九里町	
長生地域	茂原市	一宮町	睦沢町	白子町	長柄町	長南町
	長生村					
夷隅地域	いすみ市（夷隅町+大原町+岬町）			勝浦市	大多喜町	御宿町
安房地域	鴨川市（+天津小湊町）		館山市	鋸南町		
	南房総市（富浦町+富山町+白浜町+千倉町+丸山町・和田町+三芳村）					
千葉北支部	1 地域 5 市 関宿町が野田市に編入合併030606、沼南町が柏市に編入合併050328					
東葛地域	野田市（+関宿市）		流山市	松戸市		
	柏 市（+沼南町）		我孫子市			

1. サークルの所属支部は、その活動拠点を基準に定める。
2. 所属支部の変更は、年度当初のサークル登録時点を基準にする。
3. 支部の中を更に細分化した「地域」という考え方を取り入れる。